

## ■ 九州厚生局への届出事項に関する事項 ■

当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◎在宅時医学総合管理料

◎ニコチン依存症管理料

◎呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

◎運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

◎脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）

◎特殊疾患病棟入院料 1

◎療養病棟入院基本料 1（夜間看護加算）

◎感染対策向上加算 3

◎認知症ケア加算 3

◎経腸栄養管理加算

◎胃瘻造設術

◎医療用酸素に関する届け出

◎データ提出加算 1・3

◎診療録管理体制加算 3

◎検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

◎医療 DX 推進体制加算 4～6（マイナ保険証利用率実績で変更）

当院では入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については、午後6時以降）、適温で提供しています。